

令和8年度 森を育む木づかい建築促進事業（住宅） 募集要項（県内住宅向け）

◇奈良県では、住宅への県産材の利用拡大を図るため、県産材を使用した住宅への助成を実施します。

※建築場所が奈良県内の住宅のみ対象となります。県外の住宅につきましては、県産材を使用した住宅助成事業にお申し込みください。

○奈良県産 JAS 材とは・・・奈良県産材で、かつ日本農林規格（JAS）により認証された木材（構造用製材、構造用集成材、構造用合板、造作用製材、造作用集成材、下地用製材等）のことです。

○奈良県地域認証材とは・・・奈良県地域材認証制度（奈良県産材であり、かつ強度や含水率等において一定の品質基準を満たしたものであることを認証する制度）により認証された木材のことです。

※認証材についての詳細は、奈良県地域材認証センターのホームページ
(<http://www.nara-ninshozai.jp/>) をご覧ください。

○奈良県産材とは・・・・・・奈良県産材証明制度（合法的に県内の森林から産出された木材であることを証明する制度）により証明された木材のことです。

1. 募集期間

令和8年4月20日（月）～令和8年12月15日（火）

ただし、内外装材のみ申請する場合：**令和8年4月20日（月）～令和9年2月12日（金）**

※先着順で受付いたします。

※募集期間内であっても申込み件数が予算に達した場合は締切とさせていただきます。

2. 補助対象者

(1) **奈良県内に所在する住宅について**、奈良県産 JAS 材、奈良県地域認証材又は奈良県産材を使用し、持家住宅（個人が自らの居住の用に供するために自ら所有する住宅）の新築、増築、改築又はリフォームを行う所有者

(2) **奈良県内に所在する住宅について**、奈良県産 JAS 材、奈良県地域認証材又は奈良県産材を使用し、分譲住宅の新築を行う事業者（賃貸住宅・モデルハウスは対象外）

ただし、当該事業者はポスター、チラシ等において本事業について掲載し、また住宅の買主に対して本事業を活用した物件であることを周知してください。なお、広告に使用したポスター、チラシ等については実績報告時に提出してください。

3. 補助対象住宅

(1) 一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるものを含む。）

(2) 共同住宅等

※いずれも**奈良県内**に所在する場合のみ対象

4. 補助金額

補助金額は次のとおり。

構造材 (円)

使用材積	奈良県産材	奈良県地域認証材	奈良県産 JAS 材
5 m ³ 以上 10 m ³ 未満	150,000	225,000	250,000
10 m ³ 以上	300,000	450,000	500,000

内外装材 (円)

使用面積	奈良県産材	奈良県地域認証材	奈良県産 JAS 材
20 m ² 以上 40 m ² 未満	80,000	150,000	170,000
40 m ² 以上 60 m ² 未満	160,000	300,000	340,000
60 m ² 以上	240,000	450,000	510,000

5. 対象部材

(1) 構造材・・・木造軸組工法（在来工法）の構造躯体における、土台、柱（管柱、通柱及び間柱を含む。）、梁（小屋梁を含む。）、桁、胴差、大引、筋交い又は構造用合板

木造枠組壁工法（ツーバイフォー工法）構造耐力上主要な部分に使用されるもの

※間柱、筋交いは地域認証材制度による認証が受けられません。

※上記以外の部材は対象外です。（例：母屋、棟木、垂木、火打、束）

(2) 内外装材・・・居室、廊下、階段、その他の床、壁及び天井の室内に面する部分並びに外壁に面する部分に使用される木材（軒天を含む）

※外構、ウッドデッキ、面格子等は対象外です。

※室内に面している、収納スペースに使用される内装材も対象とします。

6. 他の補助金との併用について

森を育む木づかい建築促進事業（住宅）は、他の補助金との併用が可能です。ただし、国や他の地方公共団体の制度が併用を認めない場合がありますので、申請者が各自で併用の可否をご確認ください。

7. 申請の流れ

(1) 補助金の交付申請

< 提出書類 >

※書類の記載の仕方は、記載例を参照ください。

※補助金の交付は、同一年度において、1戸につき1回限りです。

構造材と内外装材を併せて申請する場合は、両方を一度に申請してください。

- ① 森を育む木づかい建築促進事業（住宅）補助金交付申請書（第1号様式）
※通知書の電子化に伴い、県からの通知は基本的にメールで送付させていただきます。
- ② 構造材使用予定内訳書（第2号様式）
内外装材使用予定内訳書（第3号様式） } 申請部分に使用する材の内訳書を提出してください。
※内外装材は、④各階平面図、⑤立面図と対応する使用予定箇所の番号を記載してください。
- ③ 付近見取図
※申請する住宅を図示して下さい。
- ④ 各階平面図（リフォームの場合は該当部分のリフォーム前後の平面図）
- ⑤ 外装材を使用する箇所の立面図（外装材を申請する場合のみ）
※「平面図、立面図への申請対象箇所の表し方」（8ページ）を必ずご確認ください。
- ⑥ 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し
（建築確認申請を要しない場合：建築基準法第15条第1項の規定により届け出た建築工事届）
（建築確認申請及び建築工事届を要しない場合：不要）
- ⑦ 工事請負契約書の写し
（分譲住宅で建築業者と販売業者が同一の場合は不要。）
- ⑧ 事務委任状（第4号様式）
代理として申請を行う者の本人確認書類
（健康保険証（保険者番号の黒塗り必要）、運転免許証の写し等事務担当者のもの）
- ⑨ 申請書類確認書（提出書類のチェックシート）

< 受付期限 >

※申請受付日は、「受付窓口」にて書類に記入間違い、記入漏れ、添付漏れ等無いことを確認した日となります。

書類の記入間違い、記入漏れ、添付漏れ等がある場合は受付できませんので、余裕をもった提出をお願いします。

書類に不備がある場合は、書類の修正を依頼することがあります。

■ 構造材使用に係る補助金を申請する場合

構造材使用に係る補助金と内装材使用に係る補助金を併用申請する場合

→ 上棟予定日の20日前までに、申請書の受付を完了させること。

■ 内外装材使用に係る補助金のみを申請する場合

→ 工事完了予定日の20日前までに、申請書の受付を完了させること。

(2) 事業の実施

事業の実施の際には、実績の報告に必要な写真の撮影を忘れないよう、気をつけて下さい。

< 現地検査について >

交付申請書類の受理後、抽出により現地検査を行う住宅を決定します。対象住宅の申請者（申請代理者がいる場合は申請代理者）となった方に連絡し、検査日の日程調整等を行います。

※「9. 現地検査」（5ページ）を必ずご確認ください。

(3) 申請内容の変更

交付申請額の増額はできませんが、増額を伴わない限り、申請種別の変更は自由です。ただし、申請種別を変更する場合は変更交付申請が必要となりますので、ご注意ください。

上記以外の、軽微な変更についてはこの限りではございません。

< 提出書類 >

- ① 森を育む木づかい建築促進事業（住宅）変更交付申請書（第13号様式）
- ② 変更内容が分かる書類（交付申請書類の修正等）

< 提出期限 >

※申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに提出してください。

(4) 実績の報告

< 提出書類 >

- ① 森を育む木づかい建築促進事業（住宅）完了実績報告書（第8号様式）
 - ② 構造材使用実績内訳書（第9号様式）
内外装材使用実績内訳書（第10号様式）
- } 申請部分に使用した材の内訳書を提出ください。
- ※内外装材は、交付申請時に提出した平面図及び立面図と対応する使用箇所の番号を記載してください。
- ③ 工事完了証明書（第11号様式）
 - ④ 木材・木製品の合法性・持続可能性証明書（奈良県産材証明書）（第5号様式）
木材・木製品の合法性・持続可能性証明書（奈良県地域認証材証明書）（第6号様式）
木材・木製品の合法性・持続可能性証明書及びJAS材証明書（第7号様式）
 - ⑤ 納品伝票の写し

※「納品伝票の写しについて」（10ページ）を必ずご確認ください。

- ⑥ 写真

※「写真の撮り方について」（11ページ）を必ずご確認ください。

- ⑦ チラシ・ポスター等の写し（分譲住宅の場合のみ）
（本事業について掲載し、周知していることが確認できるもの）
- ⑧ その他知事が必要と認めるもの
- ⑨ 実績報告書類確認書（提出書類のチェックシート）

< 受付期限 >

工事完了後 **10日以内**
令和9年3月15日(月)

} どちらか、早い日付までに受付完了してください。

※実績報告受付日は、「受付窓口」にて書類に記入間違い、記入漏れ、添付漏れ等無いことを確認した日となります。

書類の記入間違い、記入漏れ、添付漏れ等がある場合は受付できませんので、余裕をもった提出をお願いします。

(5) 補助金の交付請求

連名により申請している場合は、代表者に対して補助金が交付される旨ご了承ください。

< 提出書類 >

- ① 森を育む木づかい建築促進事業（住宅）補助金交付請求書（第12号様式）
- ② アンケート

< 提出期限 >

※住宅助成事業補助金の確定通知が出された後、速やかに提出してください。

(6) 辞退

木材の使用量が補助要件を満たさなくなった等の理由により補助金交付の辞退をする場合は、速やかに利用辞退届を提出してください。

< 提出書類 >

- ① 森を育む木づかい建築促進事業（住宅）利用辞退届（第14号様式）

< 提出期限 >

※辞退理由が生じた場合は、速やかに提出してください。

8. 現地検査

対象住宅の申請者（申請代理者がいる場合は申請代理者）となった方は、ご協力ください。

【検査の時期】

- 構造材の検査の場合・・・上棟後、内装工事に着手する前
（補助対象となる構造材が見える状態の時）
- 内外装材の検査の場合・・・工事完了後、物件の引き渡し前

1 事前の提出書類

検査対象住宅の申請者は、現地検査等を受ける日までに次の各号の書類を提出してください。

- (1) 木材・木製品の合法性・持続可能性証明書（奈良県産材証明書）（第5号様式）、木材・木製品の合法性・持続可能性証明書（奈良県地域認証材証明書）（第6号様式）又は木材・木製品の合法性・持続可能性証明書及び JAS 認証材証明書（第7号様式）の写し
- (2) 納品伝票の写し
- (3) その他知事が必要と認めるもの

2 検査当日の流れ

(1) 部材の確認

検査員が検査対象住宅の建築現場に出向き、使用されている部材を目視し、事前の提出書類に記載の樹種、部材、使用量等との突合を行います。

JAS 材及び認証材については、含水率計により含水率を確認し、JAS マークもしくは認証材シールを確認します。

(2) 写真の撮影

補助対象部位ごとの木材の使用状況及び施工状況を写真撮影します。

9. 県産材の使用のPR

1 ノベルティの配布、設置

(1) 県からの補助金交付決定後に、PR 用のノベルティを配布します。

(2) 工事完了後、見えやすいところに設置していただき、その写真を実績報告時に完成写真と併せて提出してください。

2 アンケート結果の公表

県産材のPRのため、アンケート結果及びご回答いただいた内容を県HPで公表しますので、県産材を使用した感想等をぜひご記入ください。

10. 受付窓口、受付時間

(1) 受付窓口：奈良県木材協同組合連合会へ紙面（郵送または持参）もしくは電子データで提出してください。

※郵送の場合は、簡易書留等受け渡しが確実な方法とし、提出期日までに必着するようにお願いします。

(2) 受付時間：平日の午前9時～正午、午後1時～午後4時
(土曜日・日曜日・祝日は受付できません)

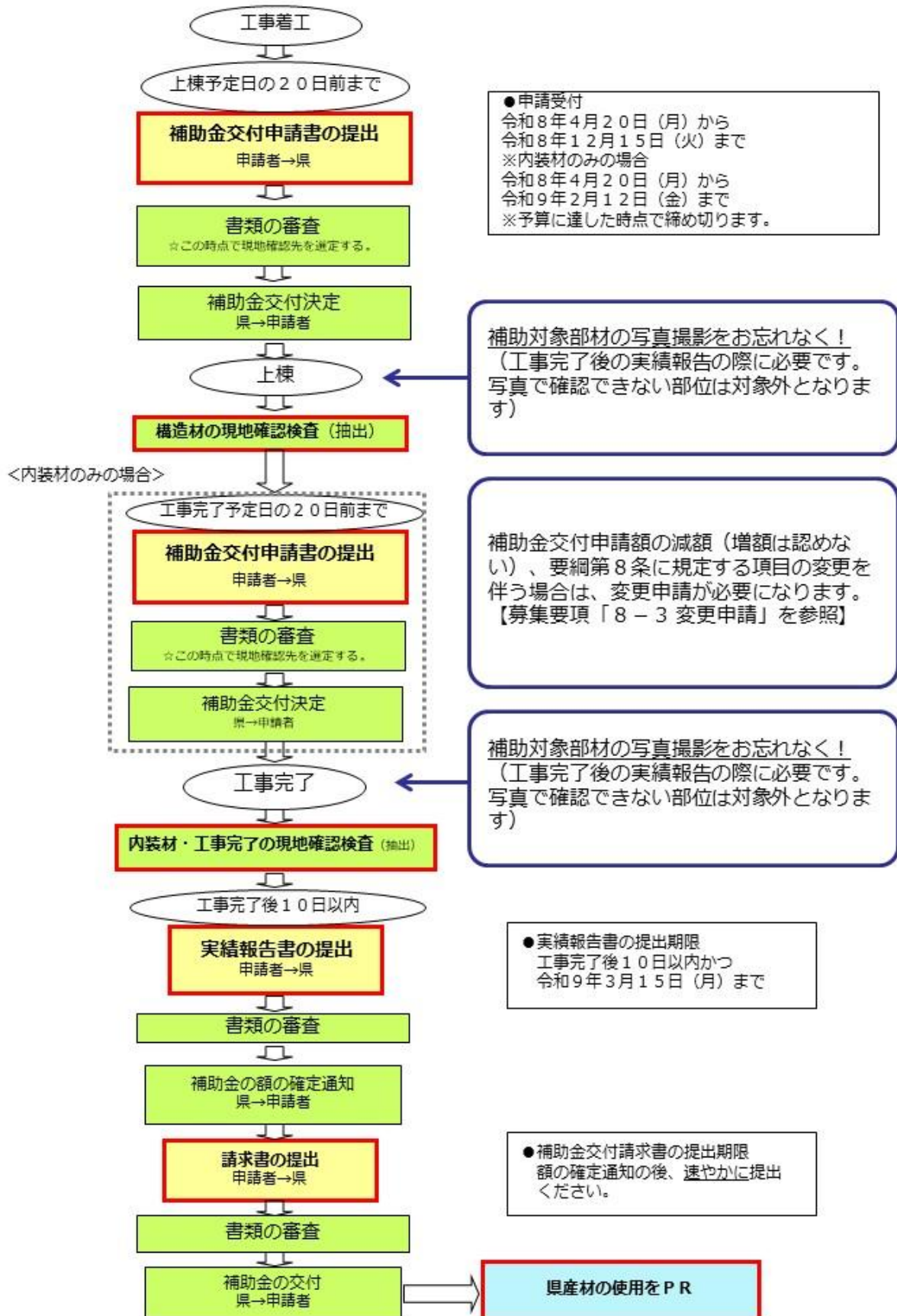
■奈良県木材協同組合連合会
〒633-0062 奈良県桜井市粟殿 354
電話番号 0744-47-4350
FAX 番号 0744-47-4361
メール 上記までお問い合わせください

※具体的な応募要件や申請手続き、必要書類などの最新情報は、下記HPでお知らせします。

【奈良県 環境森林部 県産材利用推進課ホームページ】

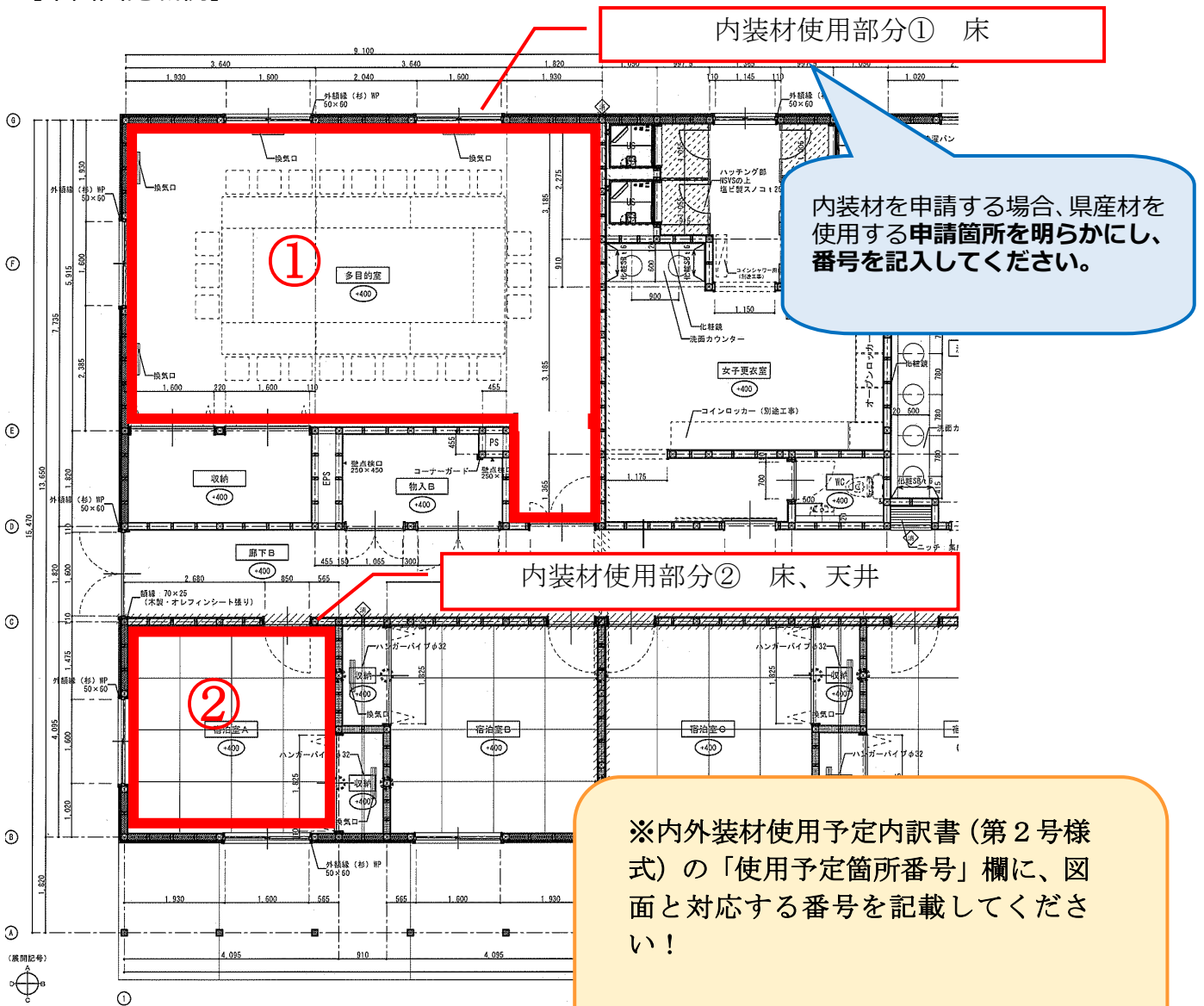
<https://www.pref.nara.lg.jp/n096/27797.html>

補助金申請から交付までの基本的な流れ



平面図、立面図への申請対象箇所を表し方

【平面図記載例】



内装材を申請する場合、県産材を使用する申請箇所を明らかにし、番号を記入してください。

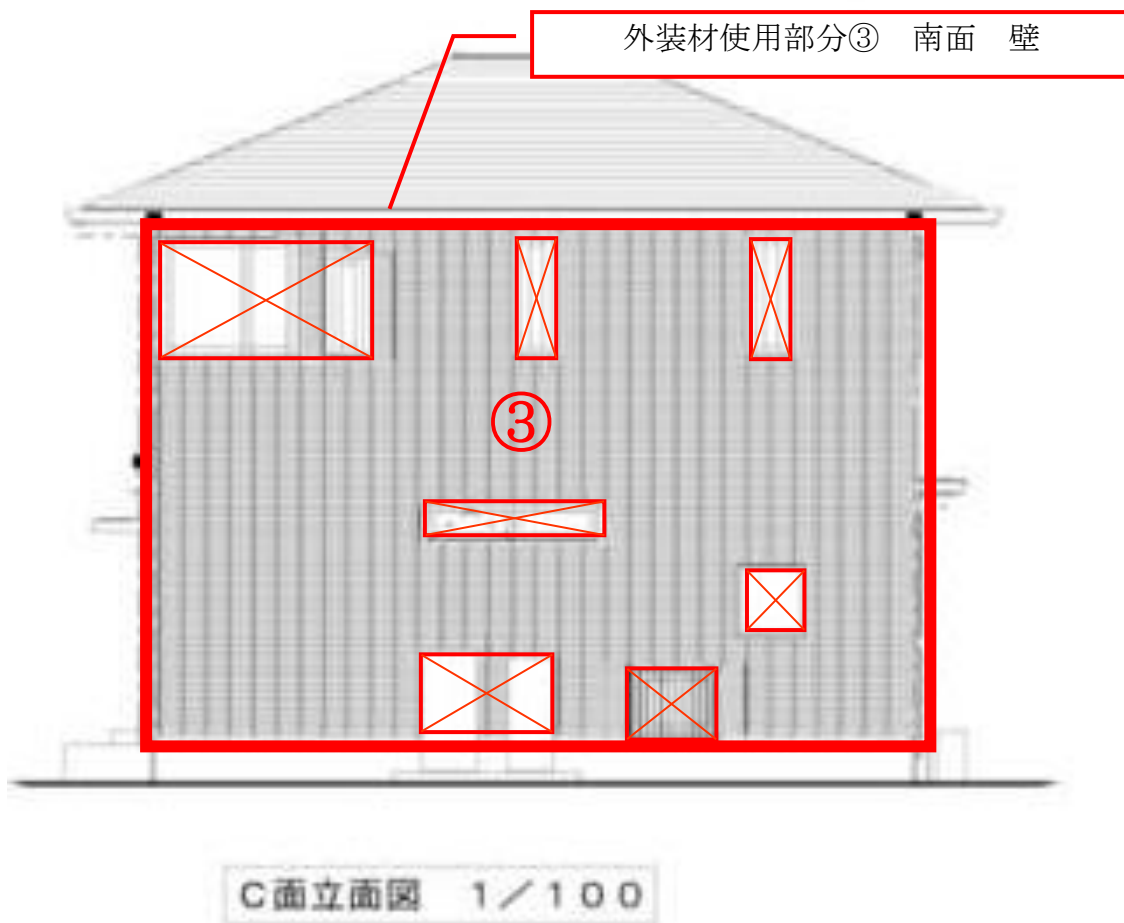
※内外装材使用予定内訳書(第2号様式)の「使用予定箇所番号」欄に、図面と対応する番号を記載してください!

記載例

数(枚)	面積(m ²)	使用予定箇所番号
	40.0000	①②
	30.0000	③

申請箇所の面積を記入する必要はありません

【立面図記載例】



申請箇所の面積を記入する必要はありません

納品伝票の写しについて

実績報告時に提出する「納品伝票の写し」については、以下の取扱いとしますのでご留意下さい。

【具体例 1】

納品の流れ：「A：認定事業者」→「B：建築業者」

⇒実際の納品伝票の枚数：1枚 A→Bへの納品伝票

⇒実績報告時の提出枚数：1枚 A→Bへの納品伝票

【具体例 2】

納品の流れ：「A：認定事業者」→「B：材木店」→「C：建築業者」

⇒実際の納品伝票の枚数：2枚

A→Bへの納品伝票・B→Cへの納品伝票

⇒実績報告時の提出枚数：2枚

A→Bへの納品伝票・B→Cへの納品伝票

【具体例 3】（認定事業者が建築業も行っており、実際の納品書がない場合）

納品の流れ：「A：認定事業者」＝「A：建築業者」

⇒実際の納品伝票の枚数：0枚

⇒実績報告時：「納品証明書」を「奈良県知事」宛て、原本で提出。

以下を記載すること。

- ・申請者邸に納品した旨
- ・納品した木材の樹種、品目、規格（mm）（長さ・幅・厚み）、数量、材積（m³）

●注意事項

内外装材使用実績内訳書（第10号様式）に記載の材及び数量が納品伝票に全て記載されていることを確認してください。納品伝票に記載が無い場合、補助金の対象となりませんのでご注意ください。

写真の撮り方について

実績報告時に提出する写真は、補助金支出の根拠となる重要な証拠になるため、以下の留意事項に注意して撮影してください。

【実績報告時に提出する必要がある写真】

1. 工事着手前の写真（新築の場合は不要）
2. 補助対象部位ごとの木材の使用状況を確認することができる写真
3. 完成写真（新築・増改築の場合は外観全景、リフォームの場合はリフォーム部分）
4. ノベルティ設置状況の写真

【実績報告時に提出する写真に関する留意事項】

共通

- ①ピントが合っており、対象を明確にして撮影していること
- ②A 4用紙にカラー印刷もしくは貼付しているものであること
- ③写真のサイズは、**見やすい大きさ**であること
- ④各写真の**上下の向きを揃えること**
※縦・横の写真が混在する場合等は、1枚のA 4用紙ごとに揃えてください。
- ⑤必ず撮影対象を明記すること

構造材

※写真の枚数に上限はありません。

「全体を撮影した引きの写真」と「部位を拡大した写真」を組み合わせるなどして以下の事項を満たすように写真を提出してください。（内装材においても同じ）

- ①補助対象部位は**全種類**（1部位につき最低1枚以上）を提出すること
- ②建物の**どの位置に使われているか**分かること
- ③**部位の形**（奥行きや厚み）の判断ができること
- ④木目などにより**樹種**の判断ができること（養生で隠れているものは不可）
- ⑤写真に写っている**部位の名称を明記すること**（例：土台、大引 等）

内外装材

※内外装材を使用している箇所の写真を撮影してください。

- ①補助対象部位は**全種類**（1部位につき最低1枚以上）を提出すること
- ②なるべく据え付け家具や設備等と一緒に撮るなどして、各階平面の**どの位置に使われているか**分かること
- ③木目などにより**樹種**の判断が出来ること
- ④写真に写っている**部位の名称を明記すること**（例：床、壁 等）
- ⑤「工事着手前の写真」と「完成写真」は、**それぞれ同じアングルで撮影することとし、**工事完了前後の対比が明瞭であること

【内装材写真例】



新築以外の場合は、着工前の写真が必要です。

No.1

工事着工前 ①

使用した箇所の番号を記載ください。

どの室が分かりやすいよう、なるべく据え付け家具や設備等と一緒に撮影してください。



No.2

床 スギ

150×4000×t15

使用した材(部位)を記載ください。



No.3

床 スギ

150×4000×t15

使用した材が分かる写真を撮影ください。
(コンベックス等で幅や厚さ、長さを測っている写真の方が良いです。)



No.4

施工中 ①



No.5

完成 ①

工事着手前写真と同じアングルで撮影してください。



No.6

ノベルティ

見えやすい位置に飾ってください。
